

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

大阪情報センター	所	長	を
大阪情報センター	所	長	を
大阪情報センター	所	イノベーション推進監	に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。